

農業委員会 だより



No. 34



撮影場所：令和4年度 秋まつり（農林商工祭）

こんなことをしています！農業委員会	2頁
農地パトロール	3頁
農地中間管理事業による農地利用集積	4頁
農地のあっせん、売買、貸借等について	5頁
秋まつり・始良伊佐地区農業委員会研修会	6頁
全国農業新聞を読もう！！	7頁
農業者年金に入りませんか	8頁
申請書締切・編集後記	8頁

編集発行
湧水町農業委員会
令和4年12月15日
TEL0995-74-3111
FAX0995-74-4249

こんなことをしています

農業委員会

湧水町農業委員会は、農業委員15名・農地利用最適化推進委員14名で構成しております。

毎月の定例総会（25日前後）において、農地法に基づく農地の売買・貸し借り・転用の許可等を決定するほか遊休農地に関する業務、農業者年金等に関する業務を行っております。



総会の様子



農地利用最適化推進会議の様子

高齢になって農地の管理ができなくなった、あるいは後継者が地元に残っていないなど、農地の処分悩んだときは、農地中間管理事業（農地バンク）という制度もありますので、まずはお近くの農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。

農地についてのご相談はお近くの
農業委員・農地利用最適化推進委員までお気軽にご相談ください

担当地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
	氏名	氏名
鶴丸	前田 格 男	前田 安 秀
中津川	高橋 慶 生	米 満 幸 美
川 添	竹ノ内 春 則	森 山 利 秋
下川西	萩 原 とよ子	福 永 賢 治
上川西・停車場	宮 田 幸 雄	濱 田 芳 範
般若寺	中 尾 隆	安 達 和 昌
北 方	福 島 昌 信	宮 園 俊 彦
轟	興 邊 雄 次	西 博 信
幸 田	重 村 耕一郎	佐牟田 利 一
米 永	梶 重 明	井手上 章
上 場	久美田 親 見	園 山 秀 国
老 竹	谷 園 三 郎 神 掛 ちず子	神 田 利 信
長 谷	上水流 政 俊	淵 上 幸 男
下 場	中 原 和 見	中 山 大 海

農地利用状況調査を実施しました！

～農地の管理をしましょう～

農業委員会では、毎年1回、町内全域で「農地パトロール（農地利用状況調査）」を実施しており、今年度も7月から9月にかけて実施しました。

農地パトロールでは、農業委員・農地利用最適化推進委員が農地を見回り、遊休農地（荒廃農地）になっていないか、適正に管理されているか等を調査しています。

調査の結果、遊休農地と判断した場合には、農地の所有者に対して、農地の利用意向調査をさせていただく場合があります。



農地パトロールの様子



どうして農地パトロールが必要なの？



遊休農地（荒廃農地）を放置して、農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による病害虫の発生、有害鳥獣の生息域の拡大により、近隣の農業者や周辺の住民に多大な迷惑をかけることになります。こうした遊休農地を早期に発見し、所有者・耕作者に対する解消の指導・助言等を行うために、農地パトロールを実施しています。

遊休農地の課税強化

農地の利用意向調査の結果、農地中間管理機構への貸付の意思を表明せず、自作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に農地中間管理機構と協議するよう勧告をおこないます。勧告を受けた方が貸し出しを拒否した場合等について、農地の固定資産税を1.8倍に引き上げることになっています。

ただし、耕作が開始された場合や、機構の事情により貸し付けが困難とされた農地については勧告の対象外となります。

令和三年度における農地利用最適化活動の推進

〈農地中間管理事業等の推進による担い手への農地利用集積〉

令和三年度においては、農家の皆様のご理解とご協力のもと、農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動と相まって、担い手への農地集積面積を伸ばすことが出来ました。今後も農地利用の最適化が推進されるよう努力してまいります。

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、平成26年度に全都道府県に設置された農地中間管理機構が行う事業で、町が事務委託を受けて実施するものです。

他に仕事等があり農地を管理することが出来ず継続的に貸し付けたいと考えている方や高齢等で農業経営を継続できない方が農地を認定農業者等地域の担い手に貸し付けることで長期的な利用権設定を行いたいときに利用できます。

農地中間管理機構と町が連携し、農地の貸し借りを推進するとともに、賃借料は、借受人から機

構が徴収し、機構から貸出人へ支払われます。

農地中間管理事業の実績

令和3年度は、コロナ禍で本来の話し合い活動等ができない中で、地域集積協力金で二地区（長谷外堀・田尾原平田）七三二a、経営転換協力金で五戸二〇六a合計で九三八aとなりました。これもひとえに農家の皆様方のご理解とご協力の賜物だと感謝いたしております。

今後も本事業を推進することで優良農地の活用・次世代への継承を図ってまいりますのでご理解とご

協力をよろしくお願いいたします。

農地中間管理事業の交付金

(一) 地域集積協力金
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金の交付があります。

(二) 集約化奨励金
農地中間管理機構からの転貸又は農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金があります。

(三) 経営転換協力金
農業部門の減少により経営転換や農業をリタイアする農業者等が農地中間管理機構に農地を貸し付ける場合に協力金を交付します。

(四) 農地整備・集約化奨励金
農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するため、交付します。

以上4事業がありますが、各事業には交付要件がありますので、活用を希望される個人または地域の方は農業委員会へ問い合わせてください。

農地の「あっせん事業」による 売買、貸借等について

農地を売りたい(貸したい)・買いたい(借りたい) 場合には、農地のあっせん制度がご利用できます。担当の農業委員・農地利用最適化推進委員があっせん委員となり、売買・貸借の相手方をあっせんします。

希望される方は、農地あっせん申出書を提出してください。ただし、以下の点にご注意ください。

- ・必ず売買や貸借ができるものではありません。農地の所在する場所や条件によりあっせんができない場合もあります。
- ・売却や貸し出しを希望される農地については、農地として適切な管理がなされている必要があります。
- ・取得や借り受けを希望される町外の方については、農地あっせん申出書に、居住する農業委員会の発行する耕作証明書も添付してください。
- ・農地あっせん申し出日より3年経過後もあっせんが成立しない場合は、あっせん終了となります。



農地の売買・贈与・貸借について（農地法第3条）

農地を売買・贈与・貸借などを行うには、農地法第3条による農業委員会の許可が必要です。但し、下記の基準を満たすことが必要です。

【主な許可基準】

- ・今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・申請者または世帯員などが農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

【下限面積】

経営面積があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ組織的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する面積が一定面積以上にならないと許可はできないとするものです。

湧水町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	農用 地 区 域 内	農用 地 区 域 外
町内全域	3,000 平方メートル以上	100 平方メートル以上

令和4年度秋まつり（農林商工祭）



11月23日（勤労感謝の日）に栗野中央公民館駐車場（憩いの場）において令和4年度秋まつりが3年ぶりに開催されました。

コロナ禍の中でしたが感染症対策をしっかりと行いながら、農業委員会では農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんが収穫した野菜などを販売しました。

また、委員の畑で採れた芋を焼き芋にして振る舞いました。

天候にも恵まれたため多くの来場者で秋の収穫祭が賑わいました。



始良伊佐地区農業委員会 農地利用最適化推進会議が開催されました

11月11日（金）霧島市みそめ館において、始良伊佐地区農業委員会農地利用最適化推進会議が開催され、本町からも農業委員、農地利用最適化推進委員・事務局の総勢26名が参加しました。

研修内容として、農業委員会をめぐる情勢、農地中間管理事業の推進、契約によらない農地の貸借などについて学びました。今回の研修を生かし、今後の農地の活用と担い手等への集積に取り組んでいきたいと思えます。



次期農業委員・農地利用最適化 推進委員の募集予定

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員は、令和2年に選任され、来年7月19日までが任期となっています。今後、令和5年7月20日から、3年間にわたり農業委員・農地利用最適化推進委員として活動していただく方を来年当初に募集する予定です。詳細については、旬報等でお知らせいたします。

全国農業新聞を読もう!! 紙面徹底解説

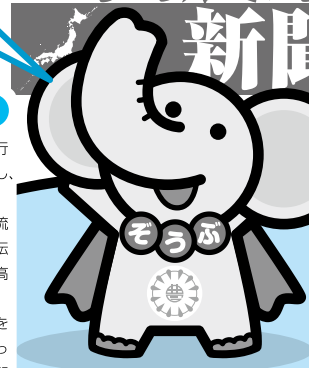
全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。

「週刊」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

「見やすい」「分かりやすい」紙面を追求して週1回発行しています!

全国農業新聞



全国農業新聞とは

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。1952(昭和27)年に創刊し、2022年に70周年を迎えました。

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞として高く評価いただいております。

常に、より「見やすい」「分かりやすい」新聞を目指して編集・発行しています。ぜひ一度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞をご購読いただければ幸いです。

購読料:月700円(税込・送料無料)
毎週金曜日発行
お申込みは農業委員会まで

実際の紙面をご覧ください。

農業委員会ネットワーク通信面 1, 3週: 6面、2, 4週: 7面

全国の農業委員会の活躍を毎週お知らせします。



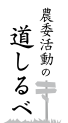
- 一面 農政の動きとかわる経済・経営・農地・地域社会問題等、毎週様々なテーマをお伝えします。
- 二面 農政ニュースをまとめて確認
- 三면 農政・用語解説
- 四면 経営・流通
- 五面、六面 最新の技術や農業機械、先進農家の取り組みを紹介
経営・流通 経営に役立つヒントが沢山
- 七面 農業委員会ネットワーク通信面
(※1・3週は6面、2・4週は7面に掲載)
- 八面 全国の農業委員会の活躍を毎週お知らせします。
地方版 地域の農業・食がぐっと身近に

◆農業委員・農地利用最適化推進委員だけでなく農業経営者も役に立つ連載

農地の法律相談

監修●弁護士 高木 賢

農地に関する困ったあれこれをQ&A形式で掲載。賃借、相続など、さまざまな相談対応の参考になります。(1週に掲載)



農業委員会活動の活性化に役立つ情報を毎年掲載します。

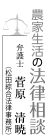


農と村のルネサンス

農業と地域活性化に向けたコラムです。(2週に掲載)

農業と土地政策

土地改革が大転換期を迎える中、歴史から農業・農地制度を考えるコラムです。(4週に掲載)



農家生活にまつわる法律をQ&A形式で解説します。(3週に掲載)

知って得する入って得する農業者年金

～農業者年金で安心して豊かな老後を送りませんか？～



特徴 1 農業に従事する方なら広く加入いただけます

- 年間 60 日以上農業に従事する
 - 国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
 - 20 歳以上 60 歳未満の方。
- ※年間 60 日以上農業に従事する 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

特徴 2 少子高齢時代に強い年金です！ 積立方式・確定拠出型

加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。個人ごとの毎年度の年金資金の積立・運用状況は、毎年 6 月末までに農業者年金基金よりお知らせしています。

特徴 3 保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことができます。また、農業経営の状況等に合わせて、いつでも見直しが可能です。

特徴 4 終身年金で 80 歳までの保証付き！

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から 80 歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

特徴 5 税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。だから、所得税や住民税等の節税につながります！支払った保険料の 15%～30%程度が節税になります。

特徴 6 保険料の国庫補助があります！

認定農業者など一定の要件を備えた“意欲ある担い手”には、保険料（月額 2 万円固定）の 2 割、3 割、5 割の国庫補助があります（最大で 20 年）。

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp> 独立行政法人 農業者年金基金

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

湧水町農業委員会 TEL:0995-74-3111
JA あいら農協栗野支所 TEL:0995-74-3151

TEL:03-3502-3199（専門相談員）
TEL:03-3502-3942（企画調整室）



編集後記

令和 4 年もまもなく終わろうとしています。今年を振り返ってみますと、今夏は新型コロナウイルス感染症の第 7 波が猛威をふるいました。しかし最近ではウィズ・コロナの元、少しずつですがイベント等も戻りつつあります。農業委員会でも感染症対策を徹底しながら、各地域の農家のみなさんからの相談を受けたり、話し合い活動等にも積極的に参加するよう委員・事務局一同、一層努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今後の農業委員会申請書の締切日・総会日程

申請書締切	総会日程
1月10日(火)	1月24日(火)
2月10日(金)	2月24日(金)
3月10日(金)	3月27日(月)
4月10日(月)	4月25日(火)
5月10日(水)	5月25日(木)
6月9日(金)	6月26日(月)

※農地法等に係る申請書や各種届出については締切日を設けて受付を行い、当月総会で審議します。締切期限は厳守とさせていただきます。ご理解をよろしく願いいたします。

また令和 5 年度の日程については 3 月発行の農業委員会だよりで改めてお知らせいたします。